

消 防 消 第 81 号
平成 30 年 4 月 1 日

各都道府県知事 } 殿
各指定都市市長 }

消 防 庁 長 官

市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部改正について（通知）

市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部を改正する件（平成 30 年消防庁告示第 8 号。以下「改正告示」という。）が平成 30 年 3 月 30 日に告示され、本日施行されました。

貴職におかれましては、下記事項に留意されるとともに、各都道府県にあっては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

第 1 主な改正内容

- 1 市町村の消防の広域化の必要性（改正告示による改正後の市町村の消防の広域化に関する基本指針（平成 18 年消防庁告示第 4 号。以下「基本指針」という。）一、1）

人口減少社会の到来、低密度化・高齢化の進展等に鑑み、消防力の維持・強化に当たって最も有効な消防の広域化を推進し、小規模消防本部の体制強化を図ることがこれまで以上に必要となっており、喫緊の最重要課題となっていることを追記したこと。

- 2 平成 30 年度以降の市町村の消防の広域化の推進の方向性（基本指針一、3）

(1) 方向性の概要

まずは、市町村が自らの消防本部を取り巻く状況と自らの消防力を分析し、今後のあるべき姿を考えた上で、都道府県が、当該分析を生かしつつ、積極的にリーダーシップを取り、都道府県内の消防体制のあり方を再度議

論し、推進計画を再策定する必要があることとしたこと。

(2) 都道府県の役割

消防広域化重点地域について、これまで以上に積極的に指定することとしたこと。また、消防事務の一部について柔軟に連携・協力を行うこと（以下「消防の連携・協力」という。）についても推進していくものとし、必要な支援を行う役割が期待されることを追記したこと。

3 財政措置

(1) 広域化関連事業（基本指針一、4、(5)、①）

広域化関連事業に対する財政措置に関して、消防広域化重点地域に対するものに重点化して行うことを明記したこと。

(2) 連携・協力関連事業（基本指針一、4、(5)、②）

連携・協力関連事業に対する財政措置を追記したこと。

4 自主的な市町村の消防の広域化を推進する期間（基本指針二）

平成 36 年 4 月 1 日を期限として消防の広域化を推進することとしたこと。

5 推進計画に定める市町村の組合せ及び都道府県における必要な措置に関する基準

(1) 市町村の消防の現況及び将来の見通し（基本指針三、1、(2)）

都道府県において、市町村が消防の現況の分析・今後のあるべき姿の検討を行うために積極的な助言・支援を行う必要があることに留意することとしたこと。

また、市町村の分析・検討を踏まえた上で、過去約 10 年間における推進計画に対する広域化の進捗、広域化消防本部の効果、各都道府県における消防需要の動向等を振り返り、市町村の消防の現況を把握し、改めて広域化の必要性を十分認識した上で、おおむね 10 年後の消防体制の姿を見通す必要があることに留意することとしたこと。

(2) 広域化対象市町村の組合せ（基本指針三、1、(3)）

連携・協力対象市町村についても、基本指針三、4 に基づき定めることとしたこと。

(3) 市町村の消防の広域化の規模（基本指針三、2、(1)）

一の都道府県全体を一つの単位とした区域（以下「全県一区」という。）での広域化が理想的な消防本部のあり方の一つであることを追記したこと。

また、管轄人口 10 万未満の小規模な消防本部及び消防吏員数が 100 人以下の消防本部については、可能な限り広域化対象市町村に指定する方向で検討する必要があることとしたこと。さらに、消防吏員数が 50 人以下の消防本部（以下「特定小規模消防本部」という。）については、原則、広

域化対象市町村に指定する方向で検討する必要があることとしたこと。

上記のことを踏まえ、まずは、都道府県内の消防のあるべき姿を議論し、おおむね 10 年後までに広域化すべき組合せを定めた上で、推進期限までに広域化すべき組合せを定めるものとする事としたこと。また、必要に応じ、段階を踏んだ組合せや実現可能性のある複数の組合せも定めるものとする事としたこと。

6 消防広域化重点地域の指定（基本指針三、3、(2)）

推進期限までに広域化を実現させるべき地域は消防広域化重点地域に指定することが望ましく、その中でも、具体的には、次に掲げる地域について、消防広域化重点地域に可能な限り指定することが望ましいこととしたこと。

- (1) 特定小規模消防本部
- (2) 非常備市町村
- (3) 広域化を希望しているが、広域化の組合せが決まっていない消防本部

7 推進計画に定める連携・協力対象市町村の組合せに関する基準

- (1) 推進計画へ位置付ける上での基本的な考え方（基本指針三、4、(2)）

連携・協力対象市町村の組合せを定めるに当たっては、消防の連携・協力が広域化につながるものであるということを十分に認識した上で、どの市町村間でどのような連携・協力が可能であるかについて、都道府県においても、広い視野で検討することが必要であることとしたこと。

- (2) 高機能消防指令センターの共同運用（基本指針三、4、(3)）

高機能消防指令センターの共同運用が、消防の連携・協力の中でも、消防の広域化につなげる効果が特に大きいこと等を十分に認識した上で、まずは市町村の高機能消防指令センターの更新時期を把握し、消防本部等と緊密に連携し、高機能消防指令センターの共同運用について検討し、その結果を推進計画に反映させることが必要であることとしたこと。

また、高機能消防指令センターを共同運用する規模については、原則、全県一区とする必要があることとしたこと。

さらに、既に高機能消防指令センターを共同運用している地域にあっては、現場に最先着できる隊に自動で出動指令を行ういわゆる「直近指令」、出動可能な隊がなくなった場合に高機能消防指令センターを共同運用している他消防本部の隊に自動で出動指令を行ういわゆる「ゼロ隊運用」などの高度な運用により、その効果を最大限に生かすことが望ましいこととしたこと。

第2 留意事項

1 消防力カード（基本指針一、3・三、1、2 関連）

市町村が自らの消防本部を取り巻く状況と自らの消防力を分析し、今後のあるべき姿を考えるに当たっては、消防力カード（別添様式）を活用されたいこと。また、都道府県が推進計画を再策定する際には、市町村が作成した消防力カードを参考にされたいこと。

市町村は、都道府県が推進計画を再策定する期間にも鑑み、遅くとも平成 30 年 7 月までには、消防力カードを作成し、今後のあるべき姿を考える必要があること。その際、都道府県は、市町村に対し積極的な助言・支援を行う必要があること。

なお、消防力カードについては、策定後、都道府県を通し、消防庁に提出していただきたい。

2 推進計画の再策定

(1) 広域化の具体的な効果の検証（基本指針一、3・三、1、(2)関連）

推進計画の再策定に当たっては、広域化の具体的な効果を、住民、議会等に分かりやすく説明することが望ましいこと。例えば、全県一区など、広域的な消防体制を取った場合の救急車の現場到着時間の短縮効果等のシミュレーションを行うこと等が有効である。

(2) 関係者のコンセンサスの形成（基本指針二、(1)・三、1）

推進計画の再策定に当たっては、都道府県に、都道府県、市町村の代表、消防機関の代表（常備消防・消防団）、住民代表及び学識経験者等で構成する委員会等の協議機関を設置するなどして、関係者のコンセンサスの形成に努めること。

3 財政措置

(1) 広域化関連事業（基本指針一、4、(5)、①）

平成 31 年度から、消防防災施設等整備費補助金及び緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付の決定に当たって、配慮をする対象を拡充する予定としていること。

(2) 連携・協力関連事業（基本指針一、4、(5)、②）

連携・協力関連事業に関する財政措置について、平成 31 年度以降、連携・協力対象市町村として推進計画に定められている市町村に対するものに重点化することを検討することとしていること。

4 推進期限（基本指針二関連）

広域化の推進期限を平成 36 年 4 月 1 日としているが、都道府県においては、平成 30 年度中までをめどとした約 1 年間で推進計画を再策定し、市町村においては、推進計画が策定されてから、平成 36 年 4 月 1 日までの約 5 年間で広域化を実現されたいこと。

第3 施行日

平成30年4月1日